

はじめませんか、書類のスキナ保存!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、一定の要件の下で、紙のままではなくスキナで読み取った電子データの形式で保存することができます。
- この制度の適用を受けるためには、税務署長の事前承認が必要です。

✓ 対象となる書類は？

- ◆ 取引相手から受け取った書類
- ◆ 自己が作成して取引相手に交付する書類の写し
(例) 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書 など



✓ 「スキナ」とは？

- ◆ 書面を電磁的記録に変換する入力装置のうち次の要件を満たすもの
 - 解像度：200dpi（A4サイズで約387万画素相当）以上による読み取りができること
 - 色調：カラー画像※による読み取りができること
- ※ 資金や物の流れに直結しない「一般書類」を保存する場合には、グレースケール画像でも可



✓ 申請に必要な書類は？

- ◆ 承認申請書
- ◆ 添付書類（システムの概要、電子計算機処理に関する事務手続の概要 など）

✓ 申請期限は？

保存を開始する日の3か月前の日

(例) 平成31年1月1日から適用を受けるためには、平成30年9月30日までに承認申請書を提出する必要があります。

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で

検索



適用を受けるための要件は？

書類の区分	重要書類	一般書類
	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
	(例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	(例) 見積書、注文書、検収書 など
入力期間の制限	<p>【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(1週間以内)に行うこと</p> <p>【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(1か月以内)を経過した後、速やか(1週間以内)に行うこと</p> <p>※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る</p> <p style="text-align: right;">【適時入力方式】適時に入力(注)</p>	
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	<p>(1) 解像度が 200 dpi 相当以上であること</p> <p>(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上(24 ビットカラー)であること</p> <p style="text-align: right;">(2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)</p>	
タイムスタンプの付与	<p>一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと</p> <p>※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合は、受領等後、署名の上読み取り、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこと</p> <p style="text-align: right;">受領者等が読み取る場合は、読み取る際に、又は受領等後、署名の上読み取り、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこと(注)</p>	
読取情報の保存	<p>読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること</p> <p>※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要</p> <p style="text-align: right;">大きさに関する情報の保存は不要(注)</p>	
バージョン管理	<p>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムを要すること</p>	
入力者等情報の確認	<p>国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと</p>	
適正事務処理要件	<p>国税関係書類の受領等から入力までの各事務について、次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること</p> <p>(1) 相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制(相互けんせい)</p> <p>(2) 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続(定期的な検査)</p> <p>(3) 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制(再発防止)</p> <p>※ 小規模企業者の場合で、(2)を税務代理人が行うときは、(1)の要件は不要</p> <p style="text-align: right;">不要(注)</p>	
帳簿との相互関連性の確保	<p>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと</p>	
見読可能装置の備付け等	<p>(1) 14 インチ(映像面の最大径が 35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること</p> <p>(2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること</p> <p>イ 整然とした形式</p> <p>□ 当該国税関係書類と同程度に明瞭</p> <p>ハ 拡大又は縮小して出力することが可能</p> <p>ニ 4 ポイントの大きさの文字を認識できる</p> <p style="text-align: right;">白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)</p>	
電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け	<p>電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること</p>	
検索機能の確保	<p>電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること</p> <p>(1) 取引年月日その他の日付、取引金額その他主要な記録項目での検索</p> <p>(2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索</p> <p>(3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせた検索</p>	

(注) 本要件は、一般書類のスキャナ保存にのみ適用されます。また、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(当該事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

※ 平成 28 年 9 月 30 日以後申請分のものになります。